

長岡市告示第165号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、下水（雨水を除く。）の排除及び処理をすべき区域等を次のように告示します。

なお、関係図書は、長岡市土木部下水道課において一般の縦覧に供します。

令和6年3月29日

長岡市長 磯田達伸

- 1 供用及び処理の開始年月日
令和6年3月31日

- 2 下水の排除及び処理をすべき区域
 - (1) ニュータウン処理分区
陽光台4丁目、雲出町、宮本町1丁目及び宮本東方町の各一部
 - (2) 新産処理分区
才津東町及び深沢町の各一部
 - (3) 大島第三処理分区
喜多町の一部
 - (4) 上川西第一処理分区
宮関1丁目の一部
 - (5) 槇下処理分区
新開町の一部
 - (6) 福戸処理分区
福戸町の一部
 - (7) 才津処理分区
才津南町の一部
 - (8) 与板処理分区
与板町与板の一部

- 3 下水の排除及び処理をすべき区域の図
別紙図面のとおり

- 4 分流式又は合流式の別
分流式

- 5 終末処理場の位置及び名称
長岡市上柳町字下の島257番地3
信濃川下流流域下水道長岡浄化センター